

生徒・保護者各位

東京都立晴海総合高等学校長  
玉川 弘文

## まん延防止等重点措置の終了に伴う今後の教育活動について

今般、東京都はまん延防止等重点措置の終了に伴い、新たに3月22日(火)から4月24日(日)までを「リバウンド警戒期間」とするとともに、複数名の感染者が同時に確認された場合の緊急措置は今まで通りとすることを決定しました。本校では、この方針に従い、生徒とともに感染予防に努め、生徒の心のケアを十分おこない、教育活動との両立を図ってまいります。保護者の皆様には日頃からのご理解とご協力に感謝しつつ、さらなる連携をお願いいたします。

今後の教育活動の変更については下記のとおりとすることをお知らせします。また東京都教育委員会からの通知内容をご理解いただき、ご家庭での感染予防に留意され、お子様への励ましと健康管理をお願いいたします。

### 記

#### 1 春季休業日と4月6日(金)から4月24日(日)までの教育活動について

- (1) 春季休業期間中は、部活動、図書館利用、教員からの呼び出し以外の登校はできません。
- (2) 4月6日(水)始業式は、10:00登校とします。
- (3) 4月7日(木)は入学式のため、在校生は午前中の登校はできません。(参列生徒除く)
- (4) 4月11日(月)～4月15日(金)は面談週間のため、40分授業となります。
- (5) 4月20日(水)～22日(金)1年次フレッシュマンキャンプは校内実施です。
- (6) 4月16日(土)は1年次土曜授業のため、午前中部活動はありません。
- (7) 4月16日(土)3年次進路保護者会、4月23日(土)2年次保護者会は予定通り行います。

#### 2 学校からのお願い

- (1) お子様や同居するご家族が、①発熱等の症状がある場合 ②濃厚接触者の疑いがある場合は、登校を自粛していただきますようお願いいたします。出席停止扱いとなりますので速やかに学校にお知らせください。
- (2) PCR検査を受けることになった場合と、結果が判明した時は速やかに学校にお知らせください。
- (3) 不織布マスクの着用をお願いします。ご事情がある場合は担任までお知らせください。
- (4) ワクチン接種による欠席と副反応による欠席は、出席停止扱いとなりますので担任までお知らせください。
- (5) 来年度も、急な変更をお知らせする場合は、Classiにて一斉連絡いたします。必ず通知設定をONにして、確認できた場合は「見ました」を押してください。

#### 3 東京都教育委員会からの通知内容

##### (1) 基本的な感染症対策の徹底

- マスク(不織布)の正しい着用、3「密」の回避、正しい手洗い
- 不織布マスクの着用(鼻と口を隙間なく覆う。鼻出しマスクや顎マスクは効果なし)
- 厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)
- 毎朝検温、健康観察(咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさ、頭痛、味覚障害・嗅覚障害等などの体調不良等の症状が一つでも見られる場合は登校せず、直ちに受診すること)
- 登校時の確実な健康チェック(登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認)

- 教室等における密集の回避（生徒等同士の間隔を2m（最低1m）以上確保）
- 常時換気の徹底（CO2測定器による計測を活用、機械換気の常時運転、二方向での自然換気、喫食前後の十分な換気）
- 黙食の徹底
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 入室時の手指消毒や手洗いの慣行、食事前後の手洗・手指消毒、共用物使用後の手指消毒
- 教室等の整理整頓
- ドアノブや手すり、スイッチ、窓枠など頻繁に接触する箇所の定期的な消毒
- 授業終了後は寄り道・飲食等をせず速やかに帰宅する。
- 同時期に感染経路不明の感染者が複数発生するなど校内で感染拡大の恐れがあると考えられる場合は、適宜オンライン学習を活用するなどの工夫を行う。
- 校内にポスターを掲示したり校内放送等を活用するなどして、具体的な感染症対策を呼び掛ける。
- 感染症対策の必要性と具体的な取組を教師、生徒等、保護者間で共有する。
- 新入生や転入生及びその保護者に対しても、新入生説明会等の機会を捉えて、周知する。

## (2) 学習活動について

- 飛沫感染の可能性が高い教育活動については、感染症対策を徹底した上で、内容や方法を工夫して実施する。

## (3) 学校行事について

- 生徒等が学年（学部）を超えて一堂に集まって行う行事は、感染症対策を踏まえた工夫をして実施する。
- 校外での活動に当たっては、参加人数や移動手段、活動内容等について、感染症対策を踏まえた工夫を行う。
- 修学旅行等の宿泊を伴う活動については、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、別途通知に基づき感染症対策を徹底した上で実施する。

## (4) 部活動について

- 部活動については指導部から発出する別途通知に基づき、感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先にした上で、全ての部活動の実施を可とする。ただし、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- 同一部内で感染者が同時期に複数発生する等、部活動での感染拡大を疑う場合は、活動を一旦休止し状況を確認し対応を検討する。
- 宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、既出の通知に基づき感染症対策を徹底した上で、実施する。

## (5) 生徒会活動・部活動等について

- 生徒会や保健委員会等、生徒の自治的な活動により、感染症対策を徹底するためのルールを策定する。
- 部活動の代表生徒による会議（部長会等）を開催し、感染症対策事項の共有を図り、全部員へ周知する。

## (6) 放課後及び春季休業中における感染防止対策及び生活指導の徹底について

- 春季休業中についても、生徒の健康管理を徹底するなどの感染症対策を徹底する。
- 生徒や保護者への注意喚起を行うに当たっては、「春休み用感染症対策チェックリスト」や「新入生用感染症対策リーフレット」を活用する。詳細については、令和4年3月10日付事務連絡「春季休業中における感染症対策の推進について」を参照する。
- 不要不急の外出は避ける。
- 生徒のみの会食やカラオケはしない。
- 卒業後においても、自覚ある行動を取る。
- 不要なアルバイトは控える。

## 4 家庭における感染症対策の徹底

次のことについて、保護者等に周知し、家庭における感染症対策の徹底について協力を依頼する。

- 外出する場合は少人数で、混雑する場所や時間を避ける。都外移動の際は、基本的な感染防止策を徹底する。
- 生徒同士の会食や、更衣室や自家用車等の狭い空間での関わりは感染リスクが高く、実際に感染した事例が起きていること。
- マスク（不織布）の正しい着用、3「密」の回避、正しい手洗いなどの手指消毒
- 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合、生徒等は登校せず休養する。この場合、各学校においては、生徒等の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気